（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第三項中「第二条第七項に」を「第二条第三項に」に改め、同項第三号中「第二条第七項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同号イ(1)及びロ(1)中「第二条第七項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同号ロ(1)(i)中「同条第七項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条第五項第三号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「のうち農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ロに規定する法人」を削る。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第四十二条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号を次のように改める。

四　農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人

第八条第七号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第四十三条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部を次のように改正する。

附則第七条第三号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附則第十四条第三号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加える。

（旧独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第四十四条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第百十八条第五項の項中「若しくは農地保有合理化法人」を「、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口一博
法務大臣　千葉景子
財務大臣　藤井裕久
農林水産大臣　赤松広隆
国土交通大臣　前原誠司

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

御名御璽

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年六月三十日とする。

厚生労働大臣　長妻昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の一の（五）のマングース科の項中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）　ムンゴス・ムンゴ（シママングース）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　ムンゴス・ムンゴ（シママングース）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　赤松広隆
環境大臣　小沢鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫